資料　３

「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」に伴う被保険者証の廃止について

○マイナンバーカードの保険証利用

令和３年 10 月より、医療保険加入者が医療機関等を受診する際に、医療機関等の窓口においてマイナンバーカード又は被保険者証を用いて当該加入者の資格確認を行う「オンライン資格確認等システム」の本格運用が開始。

○マイナンバー法等の一部改正による被保険者証の廃止

◎資格確認書の仕組みの整備

・健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面又は電磁的方法により提供。

・発行済みの健康保険証は、改正法施行後１年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす経過措置が設けられることから令和５年度は、被保険者証の更新を実施。

※今後については、国の動向を見据えながら、大阪府及び府内市町村と協議を行い、府内統一の基準により対応していく予定。

◎特別療養費の支給の通知の仕組みの整備

・健康保険証の廃止に伴い、短期被保険者証の仕組みを廃止。
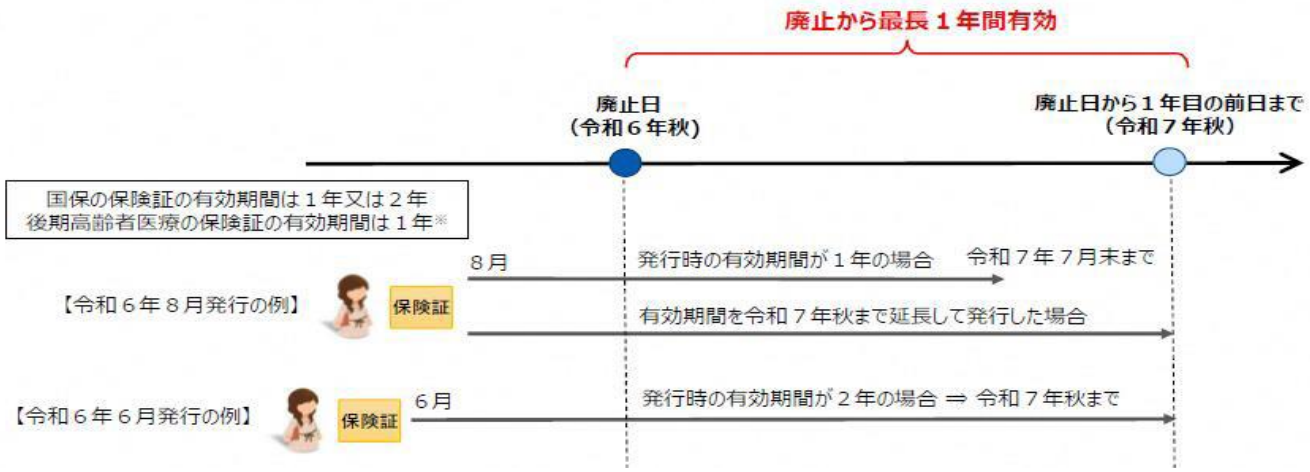
・長期にわたる保険料滞納者に対する保険料の納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書（現物給付を特別療養費の支給（償還払い）に変更）の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う規定を整備。